

# 公益社団法人日本地理学会「太田陽子・太田勇研究助成」取扱規程

2025年12月13日理事会

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本地理学会（以下、本学会とする。）寄付金等取扱規程第2条(3)に規定する特別寄付金として、故太田陽子会員から寄贈された資金を原資に設置された「太田陽子・太田勇研究助成」に関して必要事項を定めるものである。

## (趣旨)

第2条 本助成は、太田陽子会員（故人）による寄贈の趣旨に沿い、地理学的研究を振興・発展させるために、日本地理学会の若手会員による調査・研究の助成に充当する。

## (助成の対象)

第3条 本助成による助成対象者は、本学会の40歳未満（申請時直後の4月1日現在）の会員とする。対象とする研究は、下記の(1)もしくは(2)とする。

- (1) 地形に関する自然地理学研究
- (2) 社会課題を扱う地理学研究

## (助成の申請)

第4条 本助成を受けようとする者は、別に定める様式の申請書に必要事項を記入し、本学会理事長宛に申請するものとする。

2 申請の受付期間は、毎年9月1日から11月末日までとする。

## (申請の審査)

第5条 申請に対する助成の可否については、太田陽子・太田勇研究助成審査委員会委員会（以下「委員会」という。）において審査する。

2 委員会は、理事長が指名する会員5名で構成する。

3 委員会は、定款第4条及び本規程第2条の趣旨に基づいて助成候補者を選考する。

4 委員会は、審査結果を1月末日までに理事長に答申する。

## (助成の決定)

第6条 理事会は、委員会の答申に基づいて採択者を決定し、申請者に審査結果を文書で通知するとともに、ホームページで公開する。

## (助成額および助成件数)

第7条 助成額、助成件数、助成金の交付時期は、別に定める。

## (義務)

第8条 本助成の交付を受けて行われた調査・研究については、調査実施後に報告書を理事長に提出しなければならない。

2 調査・研究結果については、2年内に本学会学術大会の場において発表を行わなければならない。

3 本助成の交付を受けて行われた調査・研究をもとに論文または著書を発表する際には、本助成による助成研究である旨を明記しなければならない。

## (助成期間)

第9条 本助成事業の実施期間は、2025年12月15日から2055年3月31日までとする。ただし、助成金の残額がなくなり次第終了する。

## (規程の変更)

第10条 この規程を変更するときは、理事会の承認を得なければならない。

## 付則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 本助成初年度（2025年度）に関しては、以下の日程で実施することとする。

申請期間 2025年12月15日～2026年1月14日  
委員会による答申 2026年2月6日.